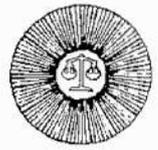


# ひまわり

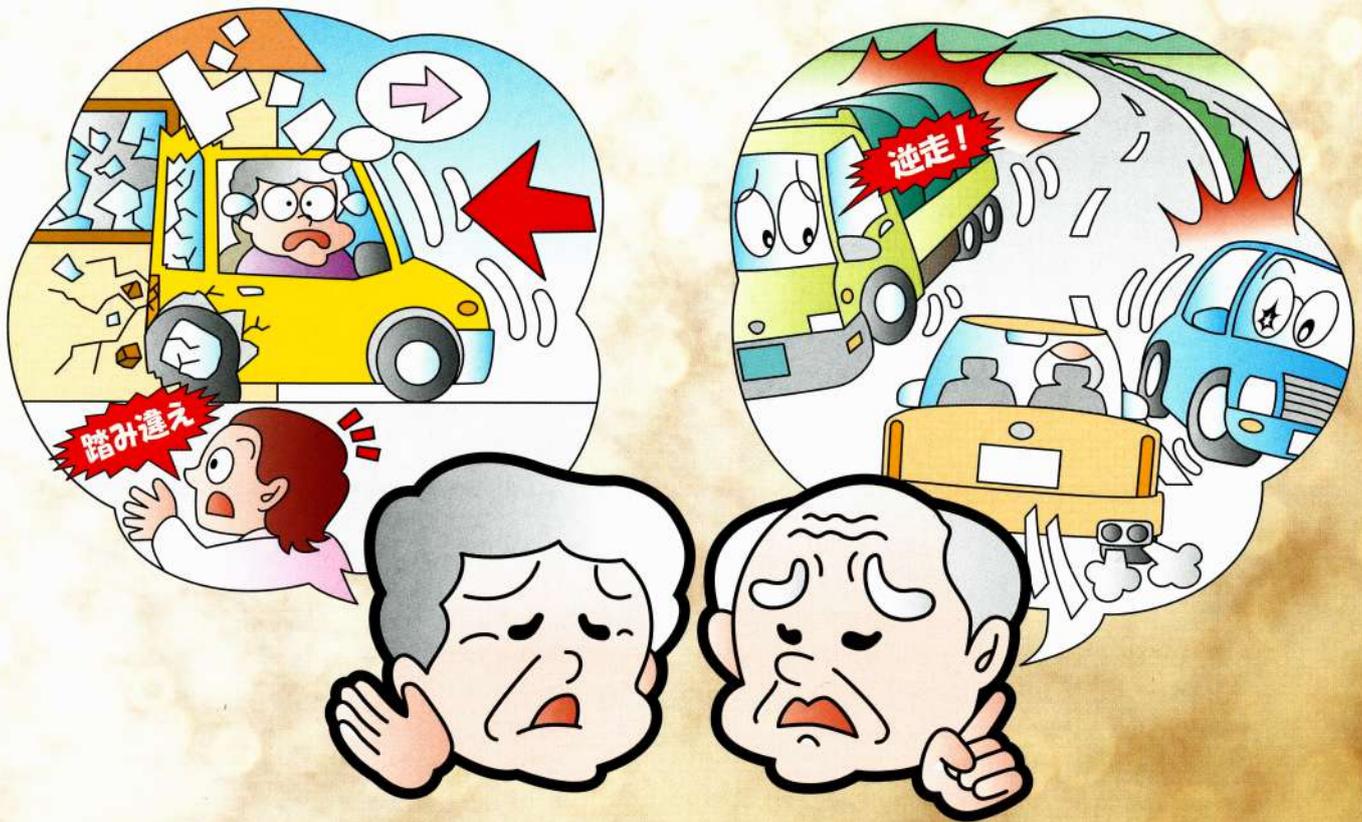


弁護士記章

ひまわりとはかりを図案化したもので、  
ひまわりは自由と正義を、  
はかりは公平と平等をあらわしています。

熊本県弁護士会会報  
111号・112号合併号

H I M A W A R I





# 高齢者の交通事故をめぐる諸問題

弁護士 鬼塚 洋

## 1 はじめに

交通安全教育の普及や車の安全性の向上により、交通事故の死者数が減少するなか、65歳以上の高齢者の交通事故死者数に占める割合は増加しています（平成29年度：54.7%）。また、高齢者の運転免許保有者は年々増加していますが（平成29年度：75歳以上が540万人）、若年者と比較して、「車両単独事故」やハンドル操作、アクセルとブレーキの踏み間違い等の「操作不適による事故」を起こす割合が高く、加害者としての高齢者の存在も目立ってきています。そこで、今回は高齢者の交通事故をめぐる問題について取り上げます。

## 2 素因減額

高齢者が事故で怪我をし、何らかの障害が残った場合、その障害が事故によるものなのかがよく問題となります。これは、高齢者の場合、加齢に伴って身体機能が低下したり、持病があることが多く、その結果、治療期間の長期化や障害の悪化を招くことが多いからです。これについて、裁判所は、事故と被害者の疾患とがともに原因となって損害が発生した場合に、当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平でないときは、賠償額を一定割合減額する（素因減額）という立場をとっています。もっとも、それが疾患でなく、通常人の体質と異なる身体的特徴に過ぎない場合には、減額は否定的です。

## 3 逸失利益

逸失利益とは、被害者が事故に遭わなければ得られたであろう「得べかりし利益」のことをいい、例えば事故による障害のために就労できなくなったり、就労が制限された場合に問題となります。これについて、若年者であれば、事故時に無職でも将来的な就労を見越して、逸失利益が認められることも少なくありません。一方で、高齢の無職者の場合には、将来的な就労を認めるのは困難とされ、逸失利益が否定される方向にあります。

## 4 責任能力

事故を起こした加害者は、被害者に対し、民事上の損害賠償責任を負うことが原則です。しかし、加害者が高齢である場合に、重度の認知症のために自分の行為の責任を認識できず、「責任能力なし」として賠償責任が否定されることがあります。この場合には、高齢者の家族が同人の監督責任を理由に賠償責任を負わされる可能性があります。そのため、家族としては、日頃から高齢者の運転状況を注視し、認知症の悪化が認められた際には、運転免許の返納を促すことも必要です。

## 5 さいごに

近年の統計からは、高齢者が当事者となる事故は今後も増加していくことが予想されます。そのため、法律専門家を入れない当事者だけの解決は、困難な事例も多くなると考えられます。

memo

一口メモ

## 任意保険の弁護士費用特約

弁護士 立山 晴大

日常生活を送っていくうえで欠かせない自動車。しかし、自分の不注意が原因で事故を起こさないとも限りません。また、自分は十分注意していたとしても、事故に巻き込まれてしまう場合もあります。

交通事故にあった場合には、弁護士に相談をしたいと考える方も多いと思います。しかし、弁護士に相談をしたり、示談交渉などを依頼すると、高額な弁護士費用がかかるのではないかとこのことを敬遠される方もいるかもしれません。もっとも、任意保険の弁護士費用特約に加入していれば、弁護士費用を保険会社に負担してもらえる場合があります。

弁護士費用特約とは、交通事故に関する交渉や訴訟を弁護士に依頼する場合、その費用を保険会社が負担するというものです。この特約に加入していれば、弁護士費用は保険会社が負担することになるため、ご自身で弁護士費用を負担する必要はありません。ただし、保険会社が負担する金額は、300万円を上限とする場合が多いようです。

任意保険の契約内容をあまり把握しないままに契約をしている方は、もしもの時に備えて、一度ご自身が加入されている任意保険の契約内容を確認してみることをお勧めします。



# 面会交流をめぐる問題

弁護士 阿部 広美

面会交流は、別居や離婚により子どもと離れて暮らすことになった親が子どもと面会し、交流を行うことです。

両親の別居や離婚により、一方の親と離れて暮らすこととなった子どもの心の負担を減らすためにも、面会交流が定期的実施されることが「子の福祉」に適うとされています。

しかし、別居や離婚に至るということは、両親は不仲な状態にありますし、一方の親が他方の親に暴力（身体的なものに限らず、精神的なものや経済的・性的なものも含みます）を受けてきたDV（ドメスティックバイオレンス）事案の場合など、面会交流に大きな不安を抱く当事者の方は少なくありません。

特に、夫婦間で交渉力に大きな差がある場合には、一方の親が他方の親の言うがままの面会を強制されることもあり、そのような状態が当事者にとって大きな負担となることも珍しくありません。

そこで、面会交流について、互いの言い分を調整し、子どもにとって適切なルールを作り、当事者が安心して実施できるようにする方法として、家庭裁判所における調停が利用されています。

現在の家庭裁判所の実務では、子どもへの虐待など一定の場合を除いて、面会を認めないケースはほとんどないと言っていいでしょう。

よく、「子どもが（別居している親に）会いたくないと言っている」という話を聞きますが、子ども

は時に同居している親への忠誠心からそのような発言をすることもあります。

一方で、同居している親も知らない別居親からの虐待行為により、子どもが深刻なダメージを受けている場合もあり、子どもの発言だけで子どもの気持ちを決めつけるのは危険です。

そのため、家庭裁判所では、心理の専門職である調査官が、子どもの気持ちなどを調査することもあります。

このように、家庭裁判所での調停には一定の効果が期待できますが、安心して面会交流を行うためには、安心して調停に臨み、安心できる調停条項を作ることが必要です。

そのためには、専門家である弁護士のアドバイスが役に立ちます。また、弁護士の代理人を付けて調停に臨めば、弁護士が調停に同行して言い分を分かりやすく説明しますし、調停中の面会交流について相手方との調整を行う場合もあり、当事者の不安をかなり解消することができます。

さらに、面会交流についての親としての心構えや、一般的な交流の方法などについても、弁護士の経験からのアドバイスが得られるので、当事者だけで調停に臨むより、より満足できる調停条項を作成することが可能です。

不安を感じたら、まずは弁護士に相談してみてください。

memo

一口メモ

## 養育費の増減額 ～養育費、きちんと決めてますか？～

弁護士 高木百合香

養育費は、お子さんの健やかな暮らしを経済面から支えるものですので、お子さんのため、適正な額を決めておきたいものです。しかし実際は、別居や離婚のドタバタで全く決めていなかったり、とても安い額しか受け取っていない人が少なくありません。

民法880条は、一旦決めた養育費等の額でも、のちに「事情に変更を生じたときは」内容を変更できると定めています。

養育費を決めた時と比べ、子どもと一緒に暮らしている親（「監護親」といいます）の収入が大幅ダウンしたり、子どもと離れて暮らしている親（「非監護親」といいます）の収入が大幅アップすれば、養育費の額は増える可能性がありますし、逆の場合は減る可能性があります。

たまに父親から「子どもと生活している元妻が再婚したから、もう養育費は払わなくてもいいのでは？」との相談を受けます。監護親が再婚し、子どもがその再婚相手と養子縁組をしていれば、子の養親となった人も、子どもを育てていく立場になります。ですから、養親にそれなりの所得があれば、非監護親が支払うべき養育費の額は少なくなるでしょう。但し、元妻が再婚しても多くの場合、父親の養育費支払いは続きます。

養育費の金額に影響する事情は様々ですので、適正な養育費を知りたい方は専門家である弁護士にご相談ください。



# 相続と遺言

弁護士 松永伸太郎

- 1 日本の高齢者（65歳以上）の人口は3537万6000人となり、総人口の27.9%を占めています（平成30年4月1日現在：総務省統計推計）。平均寿命が長くなったとはいえ、高齢になればなるほど、近い将来において相続が発生するリスクが高くなります。そこで、今回は相続について取り上げます。
- 2 相続とは、人が死亡したときにその人（被相続人）の財産上の地位を相続人が受け継ぐことをいいます。
- 3 誰が相続人になるかですが、民法では相続をする者の順位が定められており、第1順位は子、第2順位は直系卑属、第3順位は兄弟姉妹です。先の順位の者がいる場合、後の順位の者は相続人にはなりません。  
なお、被相続人に配偶者がいる場合には、配偶者も相続人になります。
- 4 相続人が一人の場合には、その相続人が被相続人の全財産を受け継ぐこととなります。  
相続人が複数で、遺言書がない場合には、各相続人は法律で定められた相続する割合（法定相続分）で、被相続人の財産を受け継ぐこととなります。  
法定相続分はまず被相続人の配偶者がいるかどうかで区別します。そのうえで、例えば、第1順位の子が複数いる場合、それぞれの相続分を等分します。  
具体的には、配偶者と子二人が相続人の場合の法定相続分は、配偶者2分の1、子はそれぞれ4分の1となります。  
なお、法定相続分割合は、相続人が誰になるかによって変わりますので、その点ご注意ください。
- 5 (1) 民法では、被相続人の財産等をどのように処分するかを書面に書き残し、この故人の意思を尊重し、

その意思の実現を保証する制度として、遺言制度を設けています。そのため、遺言がある場合には法定相続分の規定が適用されません。

(2) 遺言の代表的な方式が自筆証書遺言と公正証書遺言になります。

ア 自筆証書遺言とは、遺言書の全文を被相続人が作成する遺言の方式です。自筆証書遺言は費用をかけず、相続人1人で比較的容易に作成することができる反面、法的な要件を満たさず、後に有効性について争いになってしまう可能性が高い遺言の方式です。

イ 公正証書遺言とは、法務大臣に任命された公証人が作成に関与する遺言の方式です。

自筆証書遺言と比較すると、公証人への費用はかかりますが、公証人を介在することで、法的に問題のある遺言を未然に防ぐことができ、公証人役場に原本が保管されるので希望や破棄の恐れもありません。

6 このように民法は、被相続人の意思を尊重する遺言制度がある一方で、遺留分制度を設けています。

遺留分とは、相続が相続人の生活保障の意義を有する側面があることなどから、相続人の兄弟姉妹以外の相続人に対して留保された相続財産の割合をいい、これは遺言があったとしても侵すことができません。

7 相続問題は誰にでも起こりうる問題なので、自分とは関係がないと思わずに、まずは弁護士に遺産相続や遺言書についてお気軽にご相談ください。

memo  
一口メモ

## 相続放棄・限定承認

弁護士 松永伸太郎

相続とは、人が死亡したときに被相続人の財産上の地位を相続人が受け継ぐことをいいますが、被相続人の財産が不動産や預貯金等のプラスの財産よりも負債などマイナスの財産の多い場合でも相続人は相続することになります。

そこで、民法は相続放棄と限定承認を規定しています。

相続放棄とは、相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がないことをいいます。

限定承認とは、被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐことをいいます。

相続放棄・限定承認いずれも、相続人であることを本人が知った日より3か月以内に被相続人の最後の住所地の家庭裁判所に申述をしなければなりません。

また、相続放棄の場合には相続人単独で相続放棄を行うことができますが、限定承認の場合には相続人全員が共同で行うことが必要になります。

なお、相続人であることを本人が知った日より3か月以内に限定承認又は相続放棄のどちらかを選択しなかった相続人は（家庭裁判所に期間の伸長を申し出なければ）相続を承認したとみなされますので、ご注意ください。



# 社会の中のハラスメント



弁護士 久保田紗和

「セクハラ」「パワハラ」「モラハラ」と、「ハラスメント」という言葉は、私たちの身の回りで頻りに聞かれる言葉です。社会における「ハラスメント」の種類は40にも50にも上ると言われていますが、今回は多くの方が働く「職場」という環境において多く生じる「セクハラ」「パワハラ」「マタハラ（マタニティハラスメント）」についてご説明します。

「セクハラ」は、「職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により労働条件において不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されること」と定義され、対価型のセクハラ（上司からの性的な関係要求や体への接触・性的発言を、部下から拒まれたことを理由に解雇したり降格させたりすること）と環境型のセクハラ（上司によって性的な発言が繰り返されたり、性的な情報を流布されたりすること）に分けられます。セクハラは同僚間でも生じえますし、男性から女性だけでなく、女性から男性へのセクハラも起こり得ます。

「パワハラ」は、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義され、身体的・精神的な攻撃だけでなく、人間関係からの切り離し（無視や仲間外れ）、過大な

要求、過小な要求（能力に見合った仕事をさせない）、労働者の私的なことに過度に立ち入ることなどの態様が考えられます。

「マタニティハラスメント」は、事業主からの妊娠・出産や育児休業などに対する不利益取り扱いだけでなく、上司・同僚からのこれらに対するハラスメントも含まれます。

これらのハラスメントは、単に職場環境を悪くするだけでなく、ハラスメントを受けた人が精神的苦痛を感じ、時には、健康を害して働けなくなる、あるいは退職を余儀なくされるなどの重大な結果をもたらすこととなります。そのため、事業者は、これらのハラスメントが起こらないように、しっかりと職場環境配慮義務を尽くさなければなりません。

またハラスメントを受けた場合、ハラスメントをした人やその雇用主に対して、慰謝料等の請求や職場環境の配慮を求めることができますが、ハラスメントは密室で行われることも多く、立証が難しいため、しっかりとメモや日記で記録に残したり、録音等で客観的な証拠を確保しておくことが重要となります。ハラスメントを受けている最中の証拠の残し方など、専門家のアドバイスが後々の損害賠償請求などに役立つこともありますので、早めに弁護士に相談されることをお勧めします。

memo

一口メモ

## 労働審判の利用

弁護士 守田 英昭

労働審判とは、労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争（未払い賃金の支払い請求・解雇無効確認等）を、裁判所で迅速かつ適正に解決することを目的として設けられた制度です。

労働審判の審理は、各都道府県の地方裁判所において、職業裁判官が務める審判官と労働事件について専門知識を有する民間の審判員2名の合計3者で構成される労働審判委員会により行われます。

労働審判は、迅速な解決の観点から、原則として3回以内の期日で終了するものとされ、大半の事件が申し立てから3カ月以内に終了します。期日においては、労働審判委員会がお互いの言い分を聞いて争点の整理および証拠の取り調べをした後、調停（話し合いによる紛争解決）が試みられます。3回目の期日までに合意ができない場合には、労働委員会の最終判断である審判が言い渡されます。当事者の一方又は双方が審判の内容に不服がある場合には、審判を言い渡された日から2週間以内に異議を申し立てることができ、その場合には通常の訴訟に移ります。

労働審判は、労働紛争を訴訟よりも早期に解決できる制度として利用されています。



# 熊本県弁護士会法律相談センター

弁護士 塚本 晃大

法律相談のご予約は <096-325-0009> 電話受付時間:月~金 9:00~17:00

インターネットでは24時間予約受付中

## 1 弁護士会が運営しているから「安心して」相談できる

最近では、様々なメディアで弁護士の活動や、法律事務所への広告を目にするようになりました。以前に比べれば、市民の皆様にとって弁護士が身近な存在になってきたのかもしれませんが、いざ実際に法的トラブルに見舞われた場合に、個人的に相談できる弁護士をご存じの方は、多くはいらっしゃらないようです。そのような場合に、誰でも安心して気軽に相談できる場所が、熊本県弁護士会が運営する「法律相談センター」です。

## 2 県内8ヶ所に相談センターがあるから「身近な場所で」相談できる

熊本県弁護士会では、相談を希望する方々が、移動時間をかけずに、身近な場所で相談が行えるよう、以下のとおり県内8ヶ所に「法律相談センター」を設け、弁護士との直接面談による法律相談を実施しています。

中心となる「熊本法律相談センター」は、アクセスを重視して、熊本市内の中心部である水道町交差点に面した加地ビル3階に設置しています。

また、県内の裁判所管轄に合わせて、「天草法律相談センター」、「県南・八代法律相談センター」、「阿蘇法律相談センター」、「人吉・球磨法律相談センター」、「荒尾・玉名法律相談センター」、「山鹿・菊池法律相談センター」を、それぞれ市民の皆様のアクセスと利便性を考慮した場所に設置しています。さらに、平成28年熊本地震による被害が甚大であった益城町及び周辺自治体の皆様の復興支援を目的として、平成29年1月26日、「益城法律相談センター」を開設しました。

## 3 無料法律相談の制度があるから「気軽に」相談できる

相談料は1回30分、5400円(税込み)です。

もっとも、多重債務(サラ金やクレジットなど)の相談、交通事故の相談は無料ですし、遺言・相続の相談、労働問題(労働者側)の相談、民事・家事事件の係属中に代理人が付いていない方の相談は、初回の相談が無料です。

また、弁護士会の法律相談センターでは、法テラスと同様に、資力要件をみたまず場合(収入や貯蓄が一定の金額以下の場合)には、民事法律扶助制度による無料の法律相談をご利用いただけます。

## 4 法律問題のプロに「何でも」相談できる

弁護士は法律問題のプロフェッショナルですから、借金、離婚、相続、交通事故、不動産、労働問題、刑事事件などあらゆる法律問題について、解決・予防あらゆる観点から、適切なアドバイスをすることができます。

また、「法律相談センター」では、消費者被害事件、DV事件、労働事件、建築紛争事件、医療過誤事件、先物取引、証券取引被害事件、知的財産権関係事件、涉外事件、行政事件、高齢者・障害者に関わる事件といった特定の専門分野に対応するための体制も整えています。

## 5 熊本地震に関する無料法律相談を継続中

熊本県弁護士会では、平成28年熊本地震に関する無料電話相談・情報提供(フリーダイヤル 0120-587-858)を継続しています。また、県内8カ所の「法律相談センター」では、熊本地震の被害に関する無料法律相談を実施しています。

なお、平成28年熊本地震に関して弁護士会が実施する無料法律相談の詳細については、熊本県弁護士会のホームページ(<http://www.kumaben.or.jp>)をご確認ください。

## 6 まずはお気軽にご連絡下さい

弁護士会の「法律相談センター」は、市民の皆様、「安心して」「身近な場所で」「気軽に」「何でも」、ご相談いただける場所です。

法的トラブルにお悩みの方は、弁護士会の「法律相談センター」(096-325-0009)にご連絡下さい(ご相談は予約制となっております)。

なお、インターネットでは、24時間いつでも予約を受け付けております。是非、熊本県弁護士会のホームページ(<http://www.kumaben.or.jp>)をご確認ください。

memo

一口メモ

## 当番弁護士と被疑者国選

弁護士 和田 明大

1 平成2年から同4年にかけて、全国52弁護士会が当番弁護士制度を設け、運用がなされてきました(なお、熊本県弁護士会の運用開始は平成3年3月です。)

平成18年10月には被疑者国選弁護制度の運用が開始され、平成21年5月には対象が拡大しましたが、平成30年6月1日から、勾留された全ての被疑者が被疑者国選弁護制度の対象となりました。

2 残る最大の課題は、逮捕段階における国費による弁護制度の実現です。

実現のためには、司法過疎地域の解消を含む弁護士会側の体制整備が不可欠であるとともに、実現までの間、担い手となる刑事弁護人の養成とともに、代替機能を果たす当番弁護士制度の活動をより一層充実させていくことが必要と考えています。

勾留されていない被疑者についても被疑者刑事弁護援助制度が利用できる場合がありますので、ご相談ください。



嘉島町長 荒木 泰臣

例年、嘉島町の夏を彩る「かしま水の郷まつり」を今年は8月4日に開催しました。

熊本地震での被災により増築されたイオンモール熊本ウエストスクエア屋上駐車場で初開催。約1万人が来場され、たく

さんの笑顔が溢れました。会場には、同じく大きな被害に遭われたサントリー九州熊本工場の方が元気いっぱい生ビールを販売する姿も。多くの住民や関係者の皆様が楽しむ姿を見て、段々と復興していることを実感し喜びとともに、「もっと頑張らなければ!」と、更なる発展を決意した夜でした。

熊本県弁護士会におかれましては、毎月法律相談会を実施いただくなど、日頃よりご協力いただきまして誠にありがとうございます。住民にとってよりよい社会実現のため、これまで以上に熊本県弁護士会と連携を図りながら、地域の笑顔を守っていきたく考えております。今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



熊本学園大学 学長  
幸田 亮一

道徳とは何かという問題はけっこう面倒だと思っていた。ところが、思想家で武道家の内田樹さんの本を読んでいて、

「幅の広い時間意識を持つこと」という定義を見出して思わず膝を叩いた。自分がやっている行為を、先祖や子孫が見たとき何というだろうかと考えたらよいということだ。これなら小学生でも、自分の行動を判断する基準として理解できるだろう。

関連して思い出したのが、「当今の毀誉は懼（おそ）るに足らず、後世の毀誉は懼る可し」という言葉だ。これは江戸時代の儒者、佐藤一斎の『言志四録』にある。グローバル化のなか膨大な情報が飛び交う慌ただしい時代だからこそ、あえて幅広い時間意識を大切にしたい。



## ちよつと一息



株式会社肥後銀行頭取  
笠原 慶久

“Society5.0”と呼ばれる「超スマート社会」が始まりつつあります。AI（人工知能）により失われる職業が話題に上り、私たち銀行でも、窓口業務や資産運用、融資判断などはAIが取って代わると考えられています。弁護士や医師などの高度な仕事ほどAIに置き換わると言う人もいます。確かに、豊富な知識に基づく専門性はAIの得意分野であり、助言という面では活用が進むでしょう。

一方、弁護士のような職業が尊敬を集めるのは、専門性ととともに、高度な倫理感や人間的魅力が必要だからだと思います。知識や論理性に加え、依頼人の立場や利益に寄り添うことで信頼関係が構築できる、つまり人として信頼できることが最も重要であり、このことはAIでは置き換えられないと思います。この特長は、私たち銀行の仕事でもそのようにありたいものです。

「超スマート社会」は、人間の本质が一層求められる時代なのだと感じます。



KKTアナウンサー  
上野 聡行

KKTの「てれびタ」では多くの方に支えていただいています。いつも、ありがとうございます。私は、情熱をもって夢に向かって人と接する機会もたくさんいただいています。多くの誘惑に背を向けて、大切な夢を追う人々を尊敬しています。

そんな人たちでも、予想だにしない出来事に巻き込まれてしまうこともあります。例えば、2016年4月の熊本地震。そんな中でも、不安を抱える人に寄り添っている弁護士の方がいることを知っています。安心して自分の今すべきことに熱中できる環境づくり!大変だとは思いますが、素敵な使命だと思います。今後ともよろしくお願ひします。



